



各界専門家による賃貸経営アドバイス

**USAGIの視点**

2009年4月1日発行

第135号

税理士 広瀬 裕

## —平成21年税制改正の一部抜粋—

平成21年度の税制改正は、「3年以内の景気回復」を意識した短期集中の減税策一色となりました。減税規模は年間ベースでおよそ1兆800億円。どちらかと言えば政策減税の寄せ集めの印象で、その一部で個人の方に係る身近なものひとつに下記のものがあります。

### 省エネ・バリアフリー改修工事への所得税額の特別控除が創設されます

既存住宅の省エネ・バリアフリーを行った場合、  
工事に要した費用の10%相当額が控除されます。

#### 制度の概要

既存住宅について、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に一定の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行い居住の用に供した場合には、その工事費用（200万円を限度、太陽光発電装置を設置する場合は300万円を限度）の10%相当額が所得税額から控除されます。但し、その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合は適用されません。

#### 【省エネ改修工事】

対象支出	一定の省エネ改修工事の費用の額と、省エネ工事に係る標準的工事費用相当額のいずれか少ない額（上限:200万円、ただし太陽光発電装置設置は300万円）
控除額	対象支出の10%相当額 （上限:20万円、ただし太陽光発電装置設置は30万円）

#### 【バリアフリー改修工事】

対象支出	一定のバリアフリー改修工事の費用の額と、バリアフリー工事に係る標準的工事費用相当額のいずれか少ない額（上限:200万円）
控除額	対象支出の10%相当額 （上限:20万円）

※いずれも住宅借入金等の特別控除の適用がある場合、本税額控除は適用されません。

#### 適用期限

平成21年4月1日から平成22年12月31日まで適用されます。